



平成 28 年(乙)第 46 号 裁判官に対する忌避の申立て事件

決 定

奈良県生駒市壱分町 1448-11

申立人	宮内正巖
同代理人弁護士	佐藤真理
	白井啓太郎
	辰巳創史
	安藤昌史
	星雄介
	阪口徳雄

主 文

本件忌避申立てを却下する。

1 申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨及び理由は、別紙「裁判官忌避申立書」記載のとおりであり、要するに、奈良地方裁判所民事部に係属している平成 28 年(乙)第 3 号放送受信料請求事件（以下「本件本案事件」という。）の担当裁判官森川さつき（以下「森川裁判官」という。）につき、申立人に主張・立証の機会を与えず、わずか 2 回の口頭弁論期日を経たのみで予告なく弁論を終結したとして、民訴法 24 条 1 項の「裁判の公正を妨げるべき事情」があるというものである。

2 当裁判所の判断

民訴法 24 条 1 項の「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、裁判官がその担当する事件や当事者と特別な関係にあるなどといった当該事件の手続外の理由により、当該裁判官によっては、その事件について公正で客観性のある裁判を期待することができないと認められる客観的事由をいうものと解される。

しかしながら、森川裁判官において、申立人指摘のとおりの措置をしたとしても、それは、同裁判官が本件本案事件の手続内において、すでに実施した審理によって、

当該事件につき、一定の心証を形成したことをうかがわせるにすぎず、それだけで、本件本案事件について、裁判の公正を妨げるべき事情があるとはいえないことは明らかである。その他、一件記録を精査しても、森川裁判官には、本件本案事件につき、忌避事由に該当する事実があるとは認められない。

3 よって、本件忌避の申立ては失当であるからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成28年5月24日

奈良地方裁判所

裁判長裁判官 西川篤志

裁判官 宇田美穂

裁判官 武内良佳

(別 紙)

平成28年(ワ)第3号 放送受信料請求事件

申立人(被告) 宮内正巣

相手方(原告) 日本放送協会

裁判官忌避申立書

2016年5月16日

奈良地方裁判所 御中

申立人(被告)訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理



同 白井 啓太郎



同 辰巳 創史



同 安藤 昌史



同 星 雄介



同 阪口 徳雄



申立の趣旨

頭書事件について、「裁判官森川さつきに対する忌避には理由がある。」との決定を求める。

申立の理由

1 はじめに

申立人は、相手方（原告）日本放送協会（以下「NHK」という。）から放送受信料請求の訴えを提起され、平成28年（ワ）第3号事件（以下「本件訴訟」という。）について御庁民事部4係で審理を受けている。

しかしながら、本件訴訟の担当裁判官森川さつき（以下「森川裁判官」という。）の訴訟指揮について、以下のとおり、裁判の公正を妨げるべき事情があるため、申立人は忌避の申し立てをする。

2 本件訴訟の経過（甲1）

(1) 簡易裁判所への提訴と移送決定

ア 本件訴訟は、平成27年10月22日までに、NHKが奈良簡易裁判所に訴えを提起し、同月23日、NHKは訴えの変更申立書を提出した。

イ 申立人は、同年11月26日、「本件は、放送受信料請求事件であるが、原告と被告間の放送受信契約の時期、内容、被告による放送受信料の支払中止の経過等にとどまらず、放送受信料支払契約の法的性格、受信料の法的性格、原告（NHK）の放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係等、重要な論点が多数含まれる複雑な事案であり、社会的影響もきわめて大きい事案である。」ことなどを理由に、奈良地方裁判所に移送するよう申し立てた。

ウ NHKは、「本件訴訟の奈良地方裁判所への移送は不相当である」との意見

書を提出したが、奈良簡易裁判所裁判官は、「本件放送受信契約締結の事実面について、書証、証人尋問及び本人尋問により明らかにしていくにとどまらず、基本法たる放送法に関する原告と被告の法的権利・義務、法的地位等の法律解釈と確定が必要になってくると思われる」として、平成27年12月11日付決定により、本件訴訟を奈良地方裁判所へ移送した。

(2) 2016年3月4日第1回口頭弁論期日

申立人は、同期日において、同年2月26日付け答弁書を陳述し、申立人代理人が、「既に簡易裁判所に対する移送申立書で述べたが、改めて、裁定合議事件として本件を合議体にて審理されるよう要請する」と述べたところ（弁護士佐藤真理の第1回口頭弁論における意見陳述書）、これについて森川裁判官が検討すると言明した上、第2回口頭弁論期日を同年5月13日に指定し、NHKおよび申立人双方に反論等の準備書面を提出するようにと訴訟指揮した（甲2）。

(3) 双方から準備書面提出

申立人は、同年4月25日付被告準備書面1および同月22日付被告準備書面2を提出し、NHKは同月15日付準備書面（1）および同年5月6日付準備書面（2）を提出した。

(4) 2016年5月13日第2回口頭弁論期日

ア 申立人およびNHKは、上記各準備書面を陳述した。

イ 申立人およびNHKの各準備書面によれば、本件訴訟の主要な争点の一つは、「NHKと申立人との間の放送受信契約において、申立人の受信料の支払いとNHKによる放送が対価関係にあるのかどうか」ということである。

この点について、申立人は、答弁書において、「放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。NHKは、放送法を遵守した放送を提供する契約上的一方当事者としての義務を負っており、NHKがこの義務を履行しない場合には、被告は、同時履行の

抗弁あるいは不安の抗弁に基づいて、受信料の支払いを拒み、または一時留保することができる。」と主張した。

また、申立人は、被告準備書面1において、仮に、本件契約が継続的な有償双務契約ではないとしても、NHKが放送法4条1項及び同法81条1項に明確に反する放送を行い、かつそれが継続的に行われ、もはや一般的な批判、言論活動においてその是正が不可能な事態に陥った場合は、契約者が支払を一時留保して、これを遵守させる方法として、受信料の支払いを拒絶することは放送法の趣旨に照らし、正当なものとして許容されると解すべきであり、現在の糸井会長のもとでのNHKの放送内容は、上記の放送法違反が常態化しており、被告が受信料支払を留保していることは債務不履行に該当しない旨を主張した。

ウ これに対して、NHKは、「放送受信料の法的性質は『特殊な負担金』である」として、受信料の支払拒否はできないと主張した。

エ 申立人は、被告準備書面2において、「NHKの放送がどの程度、放送法に違反し、その要請を逸脱した場合に受信契約を締結した契約者がその支払いを一時停止できるかどうかの最終判断は、司法が担うべきことになるが、NHKが『政府広報』化しているという異常事態にある今日の段階では、被告の一時停止論は認容されるべきである。その詳細は、順次明らかにしていく予定である。」と記載していた。

オ ところが、被告代理人が、被告準備書面1と同2の要旨を口頭で述べた直後、森川裁判官が、突然予告もなく、「弁論終結」の発言をしたことに、被告代理人が強く抗議し、「準備書面にも書いたとおり、被告側はまだ主張立証を予定している。原告準備書面への反論を準備している」と指摘して弁論の続行を求めたにもかかわらず、森川裁判官は一言も発言せず、被告代理人の意見を無視して立ち上がったため、被告代理人は、やむを得ず口頭で森川裁判官の忌避を申し立てた。

3 裁判の公正を妨げるべき事情

(1) はじめに

民事訴訟法24条の「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、その裁判官の職務執行の結果、不公正あるいは偏頗な裁判がされるであろうとの懸念を当事者に生じさせる客観的合理的な事由のある場合をいう。すなわち、通常人として冷静な当事者が裁判官の公正さを信頼できないと感じることが無理でない場合である（弘文堂・条解民事訴訟法143頁）。

(2) 通常の訴訟では、当事者の主張について、両当事者に反論を十分に行わせて、争点を明確にした上で、必要な証人・本人尋問を行って、審理が尽きた段階で弁論を終結して判決がなされる。

特に、問題となっている契約の内容や契約内容の解釈についての争いがある場合には、争点を整理して、双方の主張を噛み合わせるという作業が不可欠であり、そのために裁判所から当事者に求釈明が行われることもしばしばである。

(3) 本件では、放送受信契約及び放送受信料の法的性質について、当事者間に大きな争いがあり、そのことは、NHKの4月15日付準備書面（1）で初めて明確になった。通常であれば、当該争点について、申立人から反論が行われ、これに対して再反論や再々反論がなされることになるはずであるし、仮に反論が無かったとしても、双方ともに追加の主張がないことを裁判所が確認した上で人証へと移っていくのが通常である。

しかしながら、本件では、そのような訴訟指揮は全く行われず、不意打ちのように弁論を終結し、判決期日を指定しようとした（第2回口頭弁論調書には、「弁論の要領等」の末尾に「裁判官 弁論終結」とあるが、「指定期日」として「這って指定」と記載している（甲3））。

僅か2回の口頭弁論のみで、申立人が不当に訴訟を長引かせたり、準備書面の提出を大幅に遅延した等の事情も無く、弁論期日を続行して、被告に対して

原告の準備書面（1）及び同（2）に対する反論の準備書面の提出を保障することに何ら問題・障害が無い状況であった。しかも、本件は、「軽微な事件を簡易な訴訟手続で迅速に解決するのを旨とする簡易裁判所において審理することは相当でない」として、地方裁判所に移送され、かつ、合議体での審理を求める上申がされており、そのことについて森川裁判官が検討することを言明していた事案であるにもかかわらず、それについての判断すらされていないのである。

手続重視という近年の民事訴訟の実務慣行に照らしても、森川裁判官が、この段階で弁論を終結し、申立人の反論の機会を奪い、NHKが主張する「特殊な負担金」説に対する反論を申立人にさせようとしなかったのは、森川裁判官がNHKの請求を認容し、申立人に対し未払受信料を支払うように命じる判決をするつもりであったからに他ならない。

(4) 申立人は、弁論の再開を求めて、更なる主張立証を予定しているが、森川裁判官が被告の反論の機会を奪い、2回のみの口頭弁論で弁論を終結したことに鑑みれば、仮に弁論再開の申し立てをしても、森川裁判官が恣意的にこれを却下することは目に見えている。

このようなことが具体的に予見されるのであるから、通常人として冷静な当事者が裁判官の公正さを信頼できないと感じることが無理でない場合に該当するというべきである。

そもそも裁判の公正に対する国民の信頼は、当事者に主張・立証を十分に尽くさせ、充実した審理を経た上で、裁判所の判断が下されることによって、担保してきたものである。上述のとおり、本件では、争点のあることが明確であり、公判期日において、被告は、未だ反論の機会が確保されたといえない原

告の主張に対する反論も含め、主張・立証の予定あることを述べて審理の続行を求めており、原告が、これについて反対意見を表明したわけでもない。にもかかわらず、被告に主張・立証の機会を与えず、わずか2回の公判期日を経たのみで予告なく審理を打ち切って下されるような判決は、充実した審理を経た判断に程遠いものであり、裁判の公正性に対する国民の信頼を蔑ろにするものといわざるをえない。

したがって、森川裁判官が第2回口頭弁論で弁論を終結し、判決期日を指定しようとしたことは、不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足りる客観的な事情に該当するといえることは明らかであり、忌避事由になる。

4 NHK主張の「特殊な負担金」論について

- (1) 後に準備書面で詳述する予定であるが、NHKが主張する「特殊な負担金」論については、重要な点を若干指摘しておく。
- (2) 放送法が制定された1950（昭和25）年当時から、放送受信契約の締結義務と放送受信料の性格等について、国会内で繰り返し、議論されてきた。

ア 1964（昭和39）年に出された臨時放送関係法制調査会の答申において、受信料は、「国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金と解すべきである。」と記載されたが、本訴における原告の主張の淵源である。

イ 最近の国会審議においても、高市国務大臣は、「受信料の性格というのは、これは特殊の負担金ということあります。」（平成27年3月25日衆議院総務委員会での答弁）と述べ、同年4月7日の衆議院総務委員会においても、「受信料の法的な性格というお尋ねですが、・・前回の私の答弁と同じでございます。あの答弁は、臨時放送関係法制調査会の答申及び内閣法制局長官の

過去の答弁を基にしております。・・受信料の公平負担の徹底のためには現行の契約義務を見直すということがいいんじゃないかという御意見もあるんですけども、やはり幅広い議論を行い、国民・視聴者の皆様のコンセンサスも必要な大変難しい問題であると認識をいたしております。」と述べている。

ウ このように、そもそも「特殊な負担金」という用語は、一調査会が使った用語であり、法律用語でも、法制化された用語でもない。

放送法 64 条 1 項は、「放送受信設備設置者はNHK と放送受信契約を締結しなければならない」との旨を規定している通り、受信料支払義務は契約により発生することは紛れもない事実である。契約により受信料支払義務が発生している以上、視聴者には、一定の「私法上の抗弁」が主張できるはずである。

税金ではなく、また広告収入によるのでもなく、視聴者の受信料によって、NHK の存立基盤を確保しようとしていること、NHK の報道の自由の確保、とりわけ国家権力からの介入を防止し規制すること、他方で契約により発生する受信料及び放送法 4 条の趣旨との関係で、視聴者は、受信料の支払拒否なし支払の一時保留などの「私法上の抗弁」をどこまで主張できるのか、このことを、被告は、本件訴訟において真正面から問おうとしているのである。

被告は、原告の「受信料」＝「特殊な負担金」論について、準備書面で全面的に反論する必要があると考えており、本件訴訟の第 3 回口頭弁論までに主張・立証の準備をすることを予定していたのである。

5 民事訴訟法 24 条 2 項ただし書きに該当する事由

本件において、申立人は、忌避の申し立ての前に、すでに森川裁判官の面前で弁論を行っている。

しかしながら、森川裁判官が不公正な訴訟指揮によって弁論を終結したことにより「裁判の公正を妨げる事情」の存在が明らかになったのは、上記 2 (4) のとお

り、申立人の弁論の後のことであり、「忌避の原因がその後に生じた」ものであることは明らかである。

よって、本申立ては適法である。

6 結語

以上のとおりであるから、森川裁判官に対する忌避には理由があるとの裁判を求める。

本件忌避申立事件に関しては、民訴法87条1項、2項より、口頭弁論の開催を、少なくとも当事者の審尋実施を要求する。

以上

これは謄本である。

平成28年5月24日

奈良地方裁判所民事部

裁判所書記官 野 村 和

